

2016(平成28)年6月10日

株式会社ピーシーデポコーコレーション 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

T E L 048-844-8972 F A X 048-844-8973

理事長 池本 誠司



## 申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

今般当会に、消費者から貴社の広告表示に関する苦情・情報が寄せられ、当会において該当広告について調査・検討を行いましたところ、貴社の広告表示に関して、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」といいます。）に違反する不当表示に該当すると思料される点がありましたので、当会は貴社に対し、景表法30条1項2号（5条2号）に基づき下記の通り申入れをいたします。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがあることを念のため申し添えます。

なお、本申入れは、従前当会が貴社に対して行ってきた、貴社の規約に関する申入れ等とは別の問題点に関するものです。当会と致しましては、本申入れに関する貴社のご回答を踏まえて、貴社からお申し出のありました面談について対応させていただきたく考えておりますので、その旨も併せてご連絡いたします。

## 記

### I. 申入れの趣旨

貴社の使用する広告のうち、以下の表示について使用停止、もしくは適切な表示に修正することを求めます。

- ① 「NEW i Phone SE」「機種変更 月々(税別) ¥6,990」との表示及び「安心サポート付 本体代金・インターネット・メール・パケット通信料・通話基本料金・継続サポート全部込み」との表示
- ② 「i Phone 6S」「機種変更 月々(税別) ¥7,990」との表示及び

「安心サポート付 本体代金・インターネット・メール・パケット通信料・通話  
基本料金・継続サポート全部込み」との表示

- ③ 「i Phone 同時購入オプション」の5つの商品に関する金額の表示
- ④ 「学割キャンペーン」内の「税込」表示

## II. 申入れの理由

- 1 景表法は、商品及び役務の取引に関連する不当な表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為として、不当表示を禁止しています（同法5条）。そして、景表法5条2号では、商品・役務等につき、その取引条件が実際のもの又は他の同種若しくは類似の商品・役務を提供している他の事業者のものと比較し著しく有利であると誤認される表示であって、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示について「有利誤認表示」として禁止しています。
- 2 貴社の平成28年5月21日から同年5月27日までの期間を対象とした広告には、上記I①②③の表示がなされています。なお、上記I②③の表示は、貴社の同年3月19日からの広告及び同年3月26日からの広告においても、同様の表示がなされているものであり、当会におきましては、貴社において、今後も同様の表示がなされる可能性が極めて高いものと考えております。

- (1) 上記I①の表示は、実際には、消費者が、月々6,990円でi Phone SEのサービスを利用できるためには、i Phone SEだけではなく貴社指定のトータルサービスに加入しなければならないことに加え、別途契約事務手数料の負担があること、3年間の契約であり更新月以外の解約の場合には契約解除料がかかることなど、表示された月額料金の他に購入者が負担しなければならない費用があるにもかかわらず、その費用の総額が明示されていないため、当該広告表示を見た一般消費者たる購入者をして、i Phone 6Sに機種変更をすることにより、月々6,990円ですべてのサポート、サービスを受けられるとの誤解を生じさせる表示です。

この点確かに、「※1」「※2」「※3」として、下部に限定条件が表示されていますが、その文字は、「¥6,990」の表示が高さ2センチメートルで表示されているのに対して、高さわずか2ミリメートル弱で表示されており、価格を安くする旨の表示と比較して著しく小さな文字で表示されているものです。このように、価格を安くする旨の表示と比較して著しく小さな文字で限定条件を表示することは、価格の有利性をことさらに強調する表示であり、一般消費者たる購入者に、自己の販売価格が実際のものよりも著しく有利であるとの誤認を与える表示にあたります。そして、その結果、購入者は、「¥6,990」のインパクトの強い表示に目を奪われ、①i Phone SEと貴社指定のトータルサービスに同時加入するのか、②i Phone SEのみを契約するの

か、③そもそも機種変更をしないのか、の方法のいずれが自己にとって有利であるかを判断する合理的選択の機会を奪われているといえます。

したがいまして、本件表示は、景表法5条2号に定める「有利誤認表示」に該当すると思料されますので、改善を求めます。

(2) 貴社の上記I②の表示は、実際には、消費者が、月々7,990円でiPhone 6Sのサービスを利用できるためには、iPhone 6Sだけではなく貴社指定のトータルサービスに加入しなければならないことに加え、別途契約事務手数料の負担があること、3年間の契約であり更新月以外の解約の場合には契約解除料がかかることなど、表示された月額料金の他に購入者が負担しなければならない費用があるにもかかわらず、その費用の総額が明示されていないため、当該広告表示を見た一般消費者たる購入者をして、iPhone 6Sに機種変更することにより、月々7,990円ですべてのサポート、サービスを受けられるとの誤解を生じさせる表示です。

この点確かに、「※1」「※2」「※3」として、下部に限定条件が表示されていますが、その文字は、「¥7,990」の表示が高さ2センチメートルで表示されているのに対して、高さわずか2ミリメートル弱で表示されており、価格を安くする旨の表示と比較して著しく小さな文字で表示されているものです。このように、価格を安くする旨の表示と比較して著しく小さな文字で限定条件を表示することは、価格の有利性をことさらに強調する表示であり、一般消費者たる購入者に、自己の販売価格が実際のものよりも著しく有利であるとの誤認を与える表示にあたります。その結果、購入者は、「¥7,990」のインパクトの強い表示に目を奪われ、①iPhone 6Sと貴社指定のトータルサービスに同時加入するのか、②iPhone 6Sのみ契約するのか、③機種変更をしないのか、の方法のいずれが自己にとって有利であるかを判断する合理的選択の機会を奪われているといえます。

したがいまして、本件表示は、景表法5条2号に定める有利誤認表示に該当すると思料されますので、改善を求めます。

(3) 貴社の上記I③の表示は、実際には、消費者が、各商品を通常料金よりも安い価格（iPad Proが月々1,700円、MacBook Airが月々2,200円等）で利用するためには、iPhoneと同時にオプションとして購入するだけではなく、3年間の継続利用が必要であり途中解約ができないこと、契約事務手数料が別途かかること、といった購入者が負担しなければならない費用があるにもかかわらず、その費用の総額が表示されていないため、当該広告表示を見た一般消費者たる購入者をして、各商品をiPhoneと一緒に購入することにより必ず通常料金より安い価格で利用できるとの誤認を生じさせる表示です。

この点確かに、上記金額表示の下部に「※4」としてこれらの負担に関する

記載がなされておりますが、その文字は、各商品の価格が高さ5ミリメートルで表示されているのに対して、高さわずか2ミリメートル弱で表示されており、価格を安くする旨の表示と比較して著しく小さな文字で表示されているものです。このように、価格を安くする旨の表示と比較して著しく小さな文字で限定条件を表示することは、価格の有利性をことさらに強調する表示であり、一般消費者たる購入者に、自己の販売価格が実際のものよりも著しく有利であるとの誤認を与える表示にあたります。その結果、購入者は、①iPhoneと同時にこれらを購入するか、②別の機会に購入するか、の方法のいずれが自己にとって有利であるかを判断する合理的選択の機会を奪われているといえます。

したがいまして、本件表示は、景表法5条2号に定める有利誤認表示に該当すると思料されますので、改善を求めます。

- (4) 上記I④の表示については、他の価格表示が「税別」となっているのにも関わらず、割引額について「税込」の表示となっております。このことは、当該広告表示を見た一般消費者をして、割引額についても「税別」であると誤認させる表示であると思料いたしますので、統一した表示への改善を求めます。

※本申入書で指摘している貴社広告表示①②③④及び「※1」「※2」「※3」「※4」の該当箇所については、別紙を参照ください。

以上

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局長 岩岡 宏保

TEL : 048-844-8972 FAX : 048-844-8973

① ②

# iPhone



## 安心サポート付

本体代金・インターネット・メール・パケット通信料・通話基本料金・継続サポート全部込み

①

□電話帳の移行 □写真の移行 □使い方・操作方法のサポート □LINEアカウント設定 □さまざまな設定サポート

NEW

## iPhone SE



機種変更  
iPhone SE 16GB  
初回利用代

¥ 0

ご本人様認証書類  
(免許証等)および  
クレジットカードを  
ご持参ください。

※1-2-3

月々(税別)  
¥ 6,990

※ドコモは月額7,390円(税別)となります

## iPhone 6S



機種変更  
iPhone 6S 16GB  
初回利用代

¥ 0

ご本人様認証書類  
(免許証等)および  
クレジットカードを  
ご持参ください。

※1-2-3

月々(税別)  
¥ 7,990

※ドコモは月額8,390円(税別)となります

### iPhone SE 機種変更 月々料金

	au	docomo
月々料金(税別)	¥ 1,772/月別	¥ 1,772/月別
基本料金(DX契約)	¥ 2,700/月別	¥ 2,700/月別
インターネット基本料金(データ)	¥ 900/月別	¥ 900/月別
パケット通信データチャージ料金	¥ 3,000/月別	¥ 3,000/月別
PCデータシナリオプラン	¥ 3,000/月別	¥ 3,000/月別
PCデータシナリオプラン 月額合計	¥ 6,990/月別	¥ 6,990/月別
PCデータシナリオプラン 月額合計	¥ 6,990/月別	¥ 6,990/月別

### iPhone 6S 機種変更 月々料金

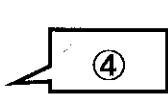
	au	docomo
月々料金(税別)	¥ 2,257/月別	¥ 2,257/月別
基本料金(データ)	¥ 2,700/月別	¥ 2,700/月別
インターネット基本料金(データ)	¥ 900/月別	¥ 900/月別
パケット通信データチャージ料金	¥ 3,000/月別	¥ 3,000/月別
PCデータシナリオプラン	¥ 4,157/月別	¥ 4,157/月別
PCデータシナリオプラン 月額合計	¥ 7,990/月別	¥ 7,990/月別
PCデータシナリオプラン 月額合計	¥ 7,990/月別	¥ 7,990/月別

iPhone  
下取同時で  
iPhone 月額料金  
最大 ¥ 1,500 割引

③



SoftBank	au	docomo
iPhone 6S 3年契約 月額料金(税別) 6ヶ月割引	1,000/月別	1,000/月別
iPhone 6S 3年契約 月額料金(税別) 6ヶ月割引	1,300/月別	1,300/月別



### iPhone 同時購入オプション

#### Apple TV

新登場  
32GBモデル

上記 月々  
追加価格 ￥ 700

#### iPad Air 2

Wi-Fi  
9.7インチ  
16GB

上記 月々  
追加価格 ￥ 1,200

#### iPad Pro

Wi-Fi  
12.9インチ  
32GB

上記 月々  
追加価格 ￥ 1,700

#### MacBook Air

11インチ

上記 月々  
追加価格 ￥ 2,200

#### Surface 3

LTE  
64GB

上記 月々  
追加価格 ￥ 1,500

※1 本商品はiPhone SE, 6Sと当社直営のトータルサービス同時購入のセット商品となり、本体価格はセットの引き後価格となります。お申込みにはご本人確認書類(運転免許証等)およびご本人・ご家族名義のクレジットカードが必要となります。本商品のお申込みは出資人での契約となります(ふた人)。自「セット」限りの取扱いとなります。携帯電話運営会社の契約料金、本商品が右記にみられない場合はご持参ください。ご購入には契約料金を支払う必要があります。(iPhone契約料金手数料+クレジットカード手数料+契約料金)により契約料金手数料がかかる場合がございます。なお、本商品は3年間の契約(正規更新)が必要となり、更新月以外の契約料金は契約解約料金がかかる場合があります。(本商品内のiPhone SE, 6Sの契約期間は26ヶ月となりますが、iPhone契約更新料もクレジット手数料は適用されません)。料況により受け入れ衰減料がかかる場合がございます。ご自身契約はご本人確認ができない場合、本商品はお買上げできません。本商品は当社規定に合意のものでの販売とさせていただきます。業者のご担当者よりお問い合わせ下さい。決済料により使用料金をお問い合わせる場合がございます。お問い合わせにてご了承ください。24ヶ月目以降、月々のおまかせ料金が発生します。おまかせ申し込みは、お申込みから2ヶ月以内に必ずご了承ください。おまかせ申し込みは、お申込みから2ヶ月以内に必ずご了承ください。おまかせ料金は合計料金の1ヶ月分の料金であります。料金の内訳は2年半の初期費用のものであります。サードパーティの内容、料金、お申込み方法などを詳しくお問い合わせください。お申込み時に同時に、初期料金をしくらお渡しとなり、初期料金になしのお渡しで申せん、詳しくはスタッフまでおねねください。

「※1」「※2」  
「※3」「※4」